

**第73回税理士試験 消費税法
第一問(理論)解答**

問1 (30点)

(1)について

1. 課税仕入れの意義について

事業者が、事業として他の者から資産の譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供（給与等を対価とする役務の提供を除く。）を受けること（当該他の者が事業としてその資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又はその役務の提供をしたとした場合に課税資産の譲渡等に該当することとなるもので、輸出免税等の規定により消費税が免除されるもの以外のものに限る。）をいう。（3点）

2. 課税仕入れとなるかどうかについて

A社は事業者でない個人Bより居住用家屋を取得しているが、上記1の他の者には消費者も含まれることとされており、個人Bが事業として当該居住用家屋を譲渡したとした場合には、課税資産の譲渡等に該当するため、当該居住用家屋の取得はA社において課税仕入れとなる。（3点）

(2)について

1. 居住用賃貸建物の意義について

(1) 居住用賃貸建物とは、住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物（その附属設備を含む。）以外の建物（高額特定資産又は調整対象自己建設高額資産に該当するものに限る。）をいう。（3点）

(2) 高額特定資産とは、棚卸資産及び調整対象固定資産のうち、一の取引単位に係る課税仕入れに係る支払対価の額が1,000万円以上のものをいい、調整対象自己建設高額資産とは、他の者との契約に基づき、又はその事業者の棚卸資産として自ら建設等をした棚卸資産（その棚卸資産の建設等に要した一定の費用の額が1,000万円以上となったもの等に限る。）をいう。（3点）

(3) 調整対象固定資産とは、棚卸資産以外の資産で、建物、構築物その他の一定の資産のうち、その資産に係る課税仕入れに係る支払対価の額の100/110に相当する金額、特定課税仕入れに係る支払対価の額又は保税地域から引き取られるその資産の課税標準である金額が、一の取引単位につき100万円以上のものをいう。（2点）

2. 仕入税額控除の対象となるかどうかについて

(1) 仕入税額控除の規定は、事業者（免税事業者を除く。）が国内において行う居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額については、適用しない。（2点）

(2) A社が取得した居住用建物は、税抜の取得価額が1,000万円以上（ $24,200,000円 \times 100/110 = 22,000,000円$ ）の固定資産であるため、高額特定資産に該当し、かつ、個人Cに対して居住用として貸し付けられているため、居住用賃貸建物に該当する。

（3点）

(3) 上記(1)及び(2)により、当該居住用建物の取得については、A社において仕入税額控除の対象とならない。（2点）

(3)について

1. 国内において行われる資産の譲渡等のうち、住宅（人の居住の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供する部分をいう。）の貸付け（契約において人の居住の用に供することが明らかにされている場合（契約において貸付けに係る用途が明らかにされていない場合にその貸付け等の状況からみて人の居住の用に供されていることが明らかな場合を含む。）に限るものとし、一時的に使用させる場合その他の一定の場合を除く。）については、消費税を課さない。（4点）

2. 上記の一定の場合とは、住宅の貸付けに係る期間が1月に満たない場合及びその貸付けが旅館業法に規定する旅館業に係る施設の貸付けに該当する場合とされている。（3点）

3. 上記1及び2より、A社が個人Cに対して行う住宅の貸付けは、貸付期間が1月以上であり、かつ、旅館業に係る施設の貸付けにも該当しないため、消費税は課されない。（2点）

問2 (20点)

(1)について

1. 法人の課税期間は、原則として事業年度であるが、その事業年度が3月を超える法人が3月ごとに期間を短縮することについて、納税地の所轄税務署長に課税期間特例選択変更届出書を提出した場合には、その事業年度をその開始の日以後3月ごとに区分した各期間(最後に3月未満の期間を生じたときは、その3月未満の期間)とされる。(1点)
2. 上記1の届出書の効力は、原則としてその提出日の属する期間の翌期間の初日以後に生ずるが、その期間が国内において課税資産の譲渡等(特定資産の譲渡等を除く。)に係る事業を開始した日の属する期間である場合には、その期間より効力が生ずる。(3点)
3. 上記1及び2により、D社の設立第1事業年度の課税期間は、当該届出書を提出した期間よりその効力が生ずるため、令和4年11月1日から令和5年1月31日までの期間及び令和5年2月1日から令和5年3月31日までの期間となる。(2点)

(2)について

1. 課税資産の譲渡等のうち、飲食物品(食品表示法に規定する食品(酒税法に規定する酒類を除く。)をいう。)の譲渡に係る消費税の税率は、原則にかかわらず $6.24/100$ とされているが、当該飲食物品の譲渡からは、食事の提供その他一定のものは除かれる。(1点)
2. 上記1の食事の提供とは、テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備のある場所において飲食物品を飲食させる役務の提供をいい、その飲食物品を持帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡は、含まないものとされている。(3点)
3. 上記1及び2より、E社がF社に対して行った食材の販売は、上記2の食事の提供には該当せず、飲食物品の譲渡であるため、その販売に係る消費税の税率は $6.24/100$ となる。(3点)

(3)について

1. 消費税が課されるかどうか
国内において行った資産の譲渡等のうち、貸付金、預金、売掛金その他の金銭債権の譲渡は、有価証券に類するものの譲渡として消費税を課さないこととされている。(2点)
よって、G社が行った売掛金債権及び貸付金債権のJ社に対する譲渡は、消費税は課されない。(1点)
2. 課税売上割合の計算上注意すべき点
 - (1) 売掛金債権の譲渡については、資産の譲渡等を行った者がその資産の譲渡等の対価として取得した金銭債権の譲渡であるため、その対価の額は、課税売上割合の計算上、資産の譲渡等の対価の額の合計額(分母の金額)には含まれない。(2点)
 - (2) 貸付金債権の譲渡については、上記(1)に該当しない金銭債権の譲渡であるため、課税売上割合の計算上、その対価の額の $5/100$ 相当額が、資産の譲渡等の対価の額の合計額(分母の金額)に含まれる。(2点)